

第1章 医療法人制度の概要

1 医療法人制度

(1) 知事の認可

医師若しくは歯科医師が常時勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「診療所等」という。）を開設しようとする社団又は財団は、東京都知事の認可を得て、医療法人とすることができます。

……… 医療法（以下「法」という。）第39条

医療法人は、東京都知事の認可を受けなければ、設立することができません。

………法第44条

認可に当たっては、開設する診療所等の業務を行うために必要な施設、設備又は資産を有していることが必要です。

……… 法第41条、医療法施行規則（以下「規則」という。）第30条の34

(2) 医療法人制度の目的

医療法人制度の目的は、医療を提供する体制の確保を図り、国民の健康保持に寄与することにあります。その趣旨は、医療事業の経営主体を法人化することにより①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関等の経営に持続性を付与し、私人による医療事業の経営困難を緩和することにあります。

その結果としては、①高額医療機器の導入が容易になる等医療の高度化を図ることができ、②地域医療の供給が安定する等の事項が考えられます。

2 医療法人の役割

医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めることとされています。

………法第40条の2

3 医療法人の非営利性

医療法人は、医療事業の経営を主たる目的としています。

医療法人は、公益法人と区別されていますが、これは医療事業が公益事業のよう

な積極的な公益性を要求すべき性格のものではないからです。

一方、法第54条で剰余金の配当が禁止され、営利法人たることを否定されています。この点で会社法上の株式会社等とも区別されています。

4 医療法人の種類

(1) 社団と財団

医療法人には、医療法人社団と医療法人財団の2種類があり、その違いはおおむね次のとおりです。

ア 医療法人社団

複数の人が集まって設立される医療法人であり、設立のため、預金、不動産、備品等を拠出するものです（医療法改正（平成19年）により、平成19年4月1日以降は出資持分の定めのある医療法人を設立することはできなくなりました。）。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び定款に定める方法により残余財産を処分します。

イ 医療法人財団

個人又は法人が無償で寄附する財産に基づいて設立される医療法人です。医療法人が解散したときは、法第44条第5項及び寄附行為に定める方法により残余財産を処分します。

ウ 定款と寄附行為

医療法人社団は「定款」で、医療法人財団は「寄附行為」で、それぞれ基本事項を定めます。

(2) 一人医師医療法人

医療法改正（昭和60年）前の医療法人（病院又は常勤の医師又は歯科医師が3人以上勤務する診療所を開設する医療法人）に対し、改正後の医療法人のうち常勤の医師又は歯科医師が1人又は2人勤務する診療所を開設する医療法人を、いわゆる「一人医師医療法人」と言います。しかし、医療法上は、設立、運営、権利及び義務に関して何ら区別はありません。役員、社員及び評議員が1人でいいということでもありません。